

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第274号

令和4年1月18日火曜日 第274号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定		(障がい福	祉課)9
大規模小売店舗の新設の届出の概要等		(経営支	援課)9
指定居宅サービス事業者の指定	(中予	地方局地域福	祉課)10
指定居宅サービス事業の廃止	(")10
指定障害福祉サービス事業の廃止	(")10
道路の供用開始(県道美川松山線)(中予	,地方局 久	.万高原土木事	務所)10
道路の区域変更(県道内子双海線)(南予地方	局大洲土木事	務所)11

告 示

○愛媛県告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	55-	/-	E 地		開	担当しようとする	指定年月日		
74	ተመ	PII	111		氏名又は名称		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	医療の種類	指定平月口
社会医療法人社団 会 村上記念病院	更生	西条市大	町739習	計地	社会医療法人社団 更生	生	西条市大町739番地	理事長村 上 匡 人	免疫に関する医療 (育成医療・更生 医療)	令和4年 1月1日

○愛媛県告示第31号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

m a c 川之江店

四国中央市金生町下分995番地 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社大屋

西条市西田甲590番地 2

代表取締役 伊藤 慎太郎

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大屋

西条市西田甲590番地2

代表取締役 伊藤 慎太郎

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年9月1日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1 264平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 48台
 - イ 駐輪場の収容台数 20台
 - ウ 荷さばき施設の面積 67平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 8 9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日

令和4年1月5日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第32号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 令和4年1月18日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名	指定名	居	宅	サ 称	-	ビ 所	ス	事在	業	所地	- 指定年月日	サービスの種類
株式会社 ほわいと	デイサービス	ほわい	١٤٠٤		愛		予郡砥	部町大	南457 -		令和3年11月10日	通所介護

○愛媛県告示第33号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年1月18日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

指定居宅サービス事業者の	指	定	居	宅	サ	_	ビ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類	
名称又は氏名	名				称		所		在		地	展业平万日		
社会福祉法人 みかん会	デイサー	-ビスセ	ンター	れもん		愛	媛県伊	予郡松 i	前町恵久	久美804	播地 1	令和 3 年11月30日	通所介護	
合同会社ひだまり	ひだまり	介護ス	テーシ	′ョン		愛	媛県伊	予郡砥	部町高原	€田154	番地	令和 3 年12月31日	通所介護	

○愛媛県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年1月18日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

事業者番号	指定障害	- ・・・・・・・・・・・・・・・ 指定障害福祉		廃止に係る指定障害	廃 止 年月日		
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3813510207	医療法人 誠志会	愛媛県松山市河原町15 番地10	山 本 美佐子	居宅介護	とべ訪問介護事業所	愛媛県伊予郡砥部町高 尾田92番地 2 高尾ハ イツ201号	令和3年 11月30日
3813510207	医療法人 誠志会	愛媛県松山市河原町15 番地10	山 本 美佐子	重度訪問介護	とべ訪問介護事業所	愛媛県伊予郡砥部町高 尾田92番地 2 高尾ハ イツ201号	令和3年 11月30日
3813510058	合同会社 ひだまり	愛媛県伊予郡砥部町高 尾田154番地	白 形 亜 希	居宅介護	特定相談支援事業所ひだまり	愛媛県伊予郡砥部町高 尾田154番地	令和3年 12月31日
3813510058	合同会社 ひだまり	愛媛県伊予郡砥部町高 尾田154番地	白 形 亜 希	重度訪問介護	特定相談支援事業所ひだまり	愛媛県伊予郡砥部町高 尾田154番地	令和 3 年 12月31日

○愛媛県告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	美	川松山	線	上浮穴郡久万高			2から				令和4年1月18日

○愛媛県告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	カフ亚海道	喜多郡内子町河内2102番 2 から		旧	メートル 4.4~21.9	キロメートル 0 334	
宗 追	内子双海線	同町河内2088番 3 まで		新	14 8~52 3	0 334	

令和 4 年 1 月18日 発行 11